

水産業改良普及事業交付金（継続）

1 趣 旨

沿岸漁業等における生産性向上、漁家経営改善等の課題解決や、資源管理等国の重要施策の現場展開を地域の特性に応じて行うことが重要となっており、水産業改良普及事業の推進にあたっては、国と道府県の協同事業として、組織体制の整備強化及び普及指導員の資質の向上を図り、水産行政に即応した全国的に統一ある普及活動を行うことが緊要である。

このため、道府県に対し、水産業普及指導員の設置、水産業普及指導員室の運営等普及事業の安定的な実施を支援することを目的とする。

また、事業仕分けにおいて、普及指導の重要性については認められるが国の支出のあり方に問題がある等の指摘を受けたことを契機に、農林水産省として普及事業のあり方を検討し、平成23年8月に見直し結果を取りまとめたところであり、以下の新たな方策により普及事業の強化を図る。

- ① 先進的な漁業者への相談・支援体制の強化
- ② 普及と研究・教育・行政の連携強化
- ③ 普及事業の機能強化
- ④ 普及事業の規模等を反映する交付金の算出・配分方式を導入

2 事業内容

道府県の自主性を発揮しつつ、水産業を巡る諸情勢の変化に即応して、国重要施策の現場展開や、新たな技術・知識の導入等を国と道府県が協同して実施するため、水産業改良普及事業の運営に要する普及指導員の設置、活動等の基礎的経費に対し交付金として交付する。

3 事業実施主体

道府県

4 事業実施期間

昭和58年度～

5 平成24年度概算決定額（前年度予算額）

75,421千円（84,107千円）

6 交付率

定額

7 担当課

水産庁研究指導課 03-6744-2374（直）